

資金運用金融機関の募集について

平成 25 年 7 月
京都府公立大学法人

京都府公立大学法人においては、地方独立行政法人法第 42 条の規定により、別添のとおり資金運用を行います。

資金運用を行うに当たっては、安全かつ効率的な運用を実施することとし、原則として引き合いにより運用先の金融機関を決定することとしています。

つきましては、引き合いの参加資格要件等については、下記のとおりですので、参加を希望される金融機関は必要書類を提出してください。

記

1 引き合い参加資格要件

次の条件をすべて満たす金融機関で、本法人の資金運用機関として引き合い参加者名簿に登録されていることが必要です。

- (1) 京都府内に本支店を有すること
- (2) 自己資本比率が国際基準で 10%、国内基準で 6%以上あること
(証券会社の場合は自己資本規制比率が 140%以上あること)
- (3) 格付機関（ムーディーズ、スタンダードズ&プアーズ、日本格付投資情報センター、日本格付研究所及びフィッチ・レーティング）の格付けで、A以上が 2社以上あること

2 引き合い参加登録申請等

- (1) 次に掲げる書類を本法人あて提出してください。
 - ① 引き合い参加申込書（別紙様式）
 - ② 1の(2)及び(3)に掲げる参加資格要件を満たすことを明らかにする書類
- (2) 提出された書類を審査の上、審査結果をお知らせします。
なお、必要に応じてヒアリングをさせていただく場合があります。
- (3) 今回の参加登録は、平成 27 年 3 月末日まで有効とします。
- (4) 提出期日 平成 25 年 7 月 25 日

平成 年 月 日

京都府公立大学法人
理事長 荒 巻 禎 一 様

資金運用引き合い参加申込書

資金運用に係る引き合いへの参加を下記のとおり申し込みます。

記

1 引き合いに参加を希望する金融商品

- ① 国債又は地方債 ② 大口定期預金 ③ 譲渡性預金

※ 該当する金融商品の番号を○で囲んでください。

2 担当者等

府内本支店 所在地	〒
法人名 代表者氏名※	Ⓜ
担当者及び 連絡先	担当者： 部署名： 電話：() — FAX：() — E-mail：

※法人内で権限を与えられている場合は、営業部長等の役職名で申請可能です。

資金運用の方法等について

京都府公立大学法人における資金運用の方法について、下記のとおり実施します。

記

1 運用方法

- (1) 国債又は地方債
- (2) 大口定期預金又は譲渡性預金

2 運用額、運用方法、運用期間等

- (1) 資金収支状況により、その都度、決定します。
- (2) 運用回数は、年間数回実施する予定です。

3 引き合いの実施

- (1) 引き合いを実施する都度、本法人から引き合い参加登録済の金融機関に運用方法、運用額、運用期間等を指定した上、引合書の提出を依頼します。
- (2) 引合書に基づき、本法人にとって最も有利である判断した金融機関を運用先の金融機関として決定します。
- (3) 次に掲げる事項に該当する場合は引き合いに参加いただけないことがあります。
 - ① 引き合い参加申込書に虚偽の事実を記載した場合
 - ② 引き合いの時点で、引き合い参加資格要件を満たさなくなっている場合
 - ③ 経営の状況が極端に悪化している場合